

(案)

9 原 委 第 1 2 6 号

平成 9 年 7 月 1 5 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の
変更許可について（答申）

平成 8 年 1 2 月 2 6 日付け 8 安（核規）第 3 1 1 号（平成 9 年 6 月 4 日付け 9 安（核規）第 3 4 8 号、平成 9 年 7 月 2 日付け 9 安（核規）第 3 9 6 号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 4 条の 4 第 5 項において準用する同法第 4 4 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適合については妥当なものと認める。